

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 公 告

- 業務委託契約に係る一般競争入札の公告【保健福祉局地域福祉部認知症支援・介護予防センター】 2
- 大規模小売店舗の新設の届出【産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課】 4

北九州市公告第118号

一般競争入札により、認知症行方不明者等SOSネットワークメール配信業務の委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年2月23日

北九州市長 北 橋 健 治

1 事業概要

- (1) 事業名 認知症行方不明者等SOSネットワークメール配信業務委託
- (2) 契約期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- (3) 事業の内容 認知症行方不明者等SOSネットワークのメール配信を行う。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当するものであること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 3（1）で実施する入札説明会に参加していること。

3 入札説明書（仕様書を含む。）の交付等

- (1) 契約条項及び入札条件を示す日時及び場所
  - ア 日時 平成30年3月9日（金）午前10時から午前11時まで
  - イ 場所 北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号  
認知症支援・介護予防センター研修室
- (2) 入札説明書の交付方法 前号アの日時に前号イの場所において無償で交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
  - ア 入札日時 平成29年3月22日（木）午後14時から午後15時まで
  - イ 開札日時 入札締め切り後直ちに行う。
  - ウ 入札及び開札の場所

北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号

認知症支援・介護予防センター研修室

- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) 入札保証金 契約規則第5条第1項第3号の規定により、入札価格の100分の5を納付すること。ただし、以下に示す同条第7項各号の規定に該当するものは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- ア 保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- イ 過去2年間に種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したとき、又は契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (6) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 委任状等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (7) この公告に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し又は解除することができるものとする。

#### 4 入札に係る問い合わせ先

北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号

北九州市保健福祉局地域福祉部認知症支援・介護予防センター

電話 093-522-8765

北九州市公告第121号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は意見書を北九州市長に提出することができる。

平成30年2月23日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ゆめマート城野  
北九州市小倉南区城野一丁目940番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
株式会社イズミ  
代表取締役 山西泰明  
広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者  
株式会社イズミ  
代表取締役 山西泰明  
広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成30年10月21日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,026平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
140台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
76台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
102平方メートル
  - (4) 廃棄物の保管施設の容量  
17.83立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前 8 時から午後 11 時まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 7 時 30 分から午後 11 時 30 分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

出入口 2 箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 5 時から午後 8 時まで

8 届出年月日

平成 30 年 2 月 20 日

9 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区内 1 番 1 号

北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市小倉南区若園五丁目 1 番 2 号

北九州市小倉南区役所総務企画課

10 縦覧期間

平成 30 年 2 月 23 日から同年 6 月 25 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。

）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

11 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成 30 年 6 月 25 日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見